

情報提供

那医発第 469 号
令和 7 年 12 月 2 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「検査料の点数の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

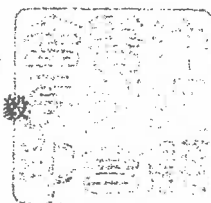
沖医発第 1128 号

令和 7 年 11 月 27 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 田名 毅



検査料の点数の取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、検査料の点数の取扱いについての通知となっております。

令和 7 年 10 月 31 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、
関連する検査料の点数を別添資料のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から
示され、令和 7 年 11 月 1 日から適用となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方
につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険
の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されておりますことを申し添
えます。

記

- 検査料の点数の取扱いについて （令和 7 年 11 月 13 日（日医発第 1328 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1328号（保険）
令和 7 年 11 月 13 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松 本 吉 郎
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 7 年 10 月 31 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和 7 年 11 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令和 7 年 10 月 31 日付け 保医発 1031 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官)
2. 検査料の点数の取扱いについて (日本医師会医療保険課)

保医発 1031 第 2 号
令和 7 年 10 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 7 年 11 月 1 日から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 2（61）の次に次を加える。

- (62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であつて、ELISA 法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療において 1 回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(61) (略) <u>(62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に 従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつ アメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA 法により血 清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療にお いて 1 回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、 赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(61) (略) (新設)

検査料の点数の取扱いについて

令和7年10月31日 保医発1031第2号（令和7年11月1日適用）

点 数	D 0 1 2 感染症免疫学的検査
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）
	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章（略） 第2章 特掲診療料 第1部～第2部（略） 第3部 検査 1～18（略） 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 1（略） D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(61)（略） <u>(62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療において1回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。</u>

（日本医師会医療保険課）